

産業廃棄物処分業許可証

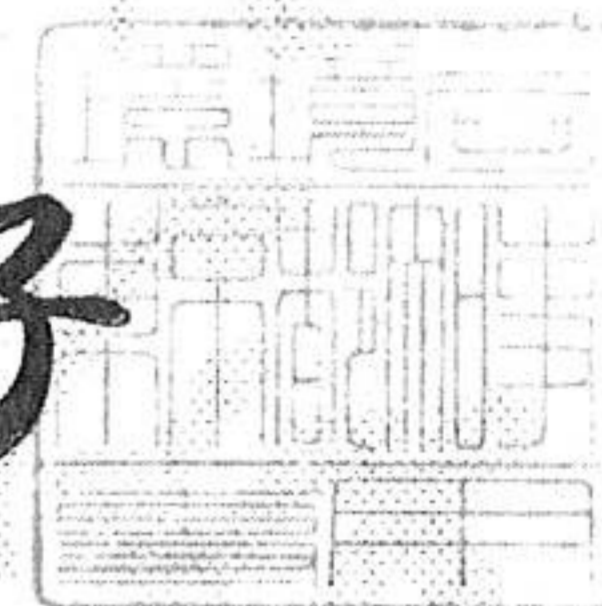
住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏名 株式会社大龍金属
代表取締役 大野 三智雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月 25日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 24日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)

イ 圧縮 : 廃プラスチック類、紙くず、金属くず (以上3種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

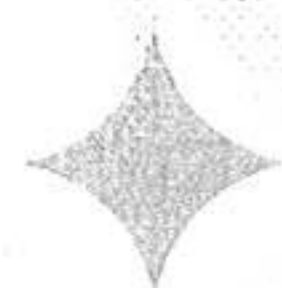
4 許可の更新・変更の状況

平成 13年 6月 25日 新規許可

令和 3年 6月 25日 更新許可 第4回

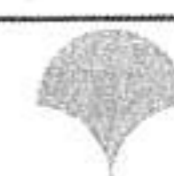
5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃プロフェッショナル

都認定番号:6-23-F0019



東京都

(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.40(t/日)	4.44(t/日)	平成12年8月15日		
	紙くず	4.16(t/日)				
	木くず	4.96(t/日)				
	繊維くず	4.24(t/日)				
	ゴムくず	3.92(t/日)				
	金属くず	4.24(t/日)				
圧 縮	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.48(t/日)	24.0(t/日)	昭和57年4月1日		
	廃プラスチック類	14.4(t/日)				
	紙くず	12.0(t/日)				
圧 縮	金属くず	48.0(t/日)	13.4(t/日)	平成8年3月31日		
	廃プラスチック類	8.06(t/日)				
	紙くず	6.72(t/日)				
	金属くず	26.8(t/日)				

(以下余白)

